

令和2年

5月農業委員会総会議事録

| | |
|-------|--|
| 会 長 | <p>調査により把握した第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積を記載する」でございます。訂正をお願い致します。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、只今から令和 2 年 5 月の委員会総会を開催致します。 開会にあたりまして、井阪会長、ごあいさつをお願い致します。 (時節の挨拶) はじめに、出席者数の報告を事務局からお願い致します。 本日の委員会に出席されております委員は 11 名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、7 番横田委員、13 番辻林委員です。 従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことをご報告致します。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、井阪会長 議事進行 よろしくお願い致します。 本日の議事録署名人は、久保、福本、両委員さん、よろしくお願い致します。 (両委員の承諾あり)</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、1 ページをお開き下さい。 5 月委員会議事日程、議案第 1 号から第 5 号、報告第 1 号から第 3 号の順に従いまして御審議を賜ります。よろしくお願い致します。 2 ページ、議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用 2 件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。 議案第 1 号、番号 1、桑原町の物件について、事務局の説明を求めます。 事務局の西川でございます。 議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。 物件の所在地は桑原町で、地目は畑、1 筆 面積は 226 平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。 農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、農用地区域内にある農地であります。 転用目的は、農地造成で、優良な農地を造成するための一時転用であります。 続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果報告をさせていただきます。 「現地を確認したところ、申請地を一時転用することによる周辺農地等への影響はない、造成後は花卉栽培を行うとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます」との意見です。 また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> |

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付致します。

続きまして、議案第1号、番号2、若樫町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、若樫町で、地目は田、1筆 面積は509平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載が無い事を確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は駐車場で、申請人は建設業を営む法人からの要望を受け、大阪府外環状線橋梁工事に係る作業員の自家用車を駐車するために転用するものです。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告を致します。

「現地を確認したところ、申請地は既にバラスを引いており農地では無い状態である、申請地を転用した事により周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

申請人に確認したところ、現地は既に農地から転用したが、農地法の許可が必要であることが判り、現在は置いていた物資等を撤去し更地にしたとの事。

申請書の内容に間違いは無く許可後速やかに登記地目を変更するとの事。

調査の追認結果、許可やむを得ないと認めます、」との報告を受けております。

なお、この件に関しましては、辻井委員からの報告にもありますように、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、申請人に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響が無いようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

事務局 異議なしと認めます。議案第 1 号、番号 2 については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付致します。

事務局 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定 1 件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

事務局 議案第 2 号、番号 1、桑原町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。

事務局 物件の所在地は桑原町で地目は畑、1 筆 面積は 379 平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

事務局 また、農地基本台帳において小作人の記載が無い事を確認しております。

事務局 農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が 10ha 未満の農地であり、2 種農地と判断いたします。

事務局 転用目的は農家住宅で、譲受人は親である譲渡人と同居するため農家住宅を申請地に建築するものです。

事務局 続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告を致します。

事務局 「現地を確認したところ、申請地は今現在耕作はされていないが農地である。申請地を転用する事により周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人、借り人双方に電話で確認したところ転用目的は申請内容とおりに間違いなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとの事です。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

事務局 また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

事務局 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

事務局 異議なしと認めます。議案第 2 号、番号 1 については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付致します。

事務局 続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条の規定による農用地利用集積計画 4 件

を、別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、鍛冶屋町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は鍛冶屋町で、地目は田3筆 面積は合計2,102平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果の報告を致します。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認を致しました。借り手は、申請地で水稻栽培を予定していることを確認しております。申請どおり、間違いはありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号2、浦田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は浦田町で、地目は田1筆 面積は、1,639平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果の報告を致します。

「現地確認を行い、野菜栽培・保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に会って意思確認を行いました。貸し手は申請地を貸す事に同意され、借り手は申請地で野菜・水稻を栽培する予定であり申請どおり、間違いはありません。」と報告を受

けております。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号2については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号3、小田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田1筆 面積は、1, 153平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

続きまして、地区担当の辻 位三雄推進委員から受けました調査結果の報告を致します。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認を致しました。借り手に会って意思確認をし、野菜などを栽培していくことを確認しております。申請どおり、間違いはありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号3については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号4、府中町五丁目の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件は府中町五丁目で、地目は田2筆 面積は合わせて、1, 340平方メートル

でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告を致します。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認を行いました。貸し手は、申請地が市道に面しており、借り手との話し合いの内容にも問題もないため貸す事に同意され、借り手は申請地で作物を栽培する予定であり申請どおり、間違いはありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号4については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別添のとおり公表する。

内容については、事務局の説明を求めます。

事務局

はい。議案書の9ページから16ページになります。

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」説明させていただきます。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

I 農業委員会の状況 令和元年4月1日現在

耕地面積は合計853haでございます。経営耕地面積は317ha、遊休農地面積7.37ha、農地台帳面積1,123ha。

次に、農家戸数ですが、総農家数は1,107戸、自給的農家数766戸、販売農家数341戸、そのうち、主業農家数は77戸、準主業農家数67戸、副業的農家数が197戸でございます。

農業者数は、農業就業者数は569人、うち女性が259人、農業就業者数のうち

40代以下が91人。次に、経営数。認定農業者数は76人、基本構想水準到達者17人、認定新規就農者7人、農業参入法人10。

次に、2 農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく農業委員会の任期満了は令和2年、今年の7月19日。農業委員ですが、定数14に対して実数が14。農地利用最適化推進委員は定数12に対して実数が12、地区数は3となっております。

次に、10ページでございます。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

管内の農地面積853ha、これまでの集積面積45.2ha、集積率5.30%。課題と致しましては、農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、分散さく圃、営農条件等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題である。

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標47ha、集積実績43.9haうち、新規実績が1.1ha、達成率は93.40%。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画は、目標設定の考え方：市における農業経営基盤強化促進基本構想などにおいて、認定農業者等が地域の農用地に占める面積のシェア及び面的集積の目標を25%と設定しており、年次的にこの目標に近づけていくため、過去の実績等から設定している。農業委員会としても市や農地中間管理機構、農協等と連携し、当該目標の達成を目指す必要がある。

活動実績は、年間を通じ、市や農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付を希望するもの、その他復元可能な遊休農地等については、耕作放棄地再生利用交付金・市単独整備事業の和泉市遊休農地再生利用事業等の利用促進を実施、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地については、地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員により、情報の収集、期間満了を迎える利用権設定の農地についてリスト化を行い利用集積に努めた。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価 過去の実績を勘案し有効な計画である。

活動に対する評価 成果が見える活動が実施できた。

議案書11ページでございます。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況 28年度新規参入者数は4経営体、28年度新規参入者が取得した農地面積0.9ha、29年度新規参入者数は4経営体、同じく取得した農地面積1.4ha、平成30年度新規参入者数は4経営体、同じく取得した農地面積は1.7ha、課題として、新たに農業経営を営もうとする者が少数である。

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標 2経営体 参入実績 2経営体 達成状況100%、参入目標面積は1ha、参入実績面積0.5ha、達成状況50%でございます。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画 新規参入希望者には、農地中間管理機構、市町村と連携を密にし、農地の斡旋・営農指導・補助金の申請等支援する。

活動実績は、就農計画の策定や補助金の案内等市農政部局と連携し取り組み、4月・12月に新規就農に係る特別審査委員会を開催した。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価 過去の実績に勘案し妥当な計画である。

活動に対する評価 計画に対し十分な実績が得られた。

次に、議案書12ページでございます。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

管内の農地面積859.8ha、遊休農地面積7.3ha、割合が0.85% 課題 高齢化と担い手不足により遊休化が進んでいる、耕作困難であり利用集積・集約化に適さない農地が殆どであり、荒廃化している。

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標1ha、解消実績0.2ha、達成状況20%。

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画 農地の利用状況調査につきましては、調査員数32人、調査実施時期は8月～9月、調査結果取りまとめ時期は9月～10月、農地パトロールを実施致しました。

農地の利用意向調査では調査実施時期が11月～3月、その他の活動については特
にございません。

活動実績 農地の利用状況調査では、調査員数32人、調査実施時期は8月～9月、調査結果取りまとめ時期は9月～10月、農地の利用意向調査では、調査実施時

期 1 1 月～2 月、調査結果取りまとめ時期 2 月～3 月。

農地の利用意向調査 第32条第1項第1号の調査数が40筆、調査面積が2.8ha。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価 過去の実績を勘案し妥当な目標である。

活動に対する評価 利用状況・意向調査等により過去からの遊休農地につき一定は解消しているが、新規遊休農地の発生も増加している状況である。

続きまして、13ページでございます。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

管内の農地面積859.8ha、違反転用面積6.2ha、課題と致しまして、違反転用は、転用後であると転用目的によっては復旧費用が多額になることが多く、違反転用者が即座に対応出来ない場合が多く、転用施行前の対応が必要であり農地所有者への農地法等の周知が必要である。

農地法を知らずながら転用する案件も多く、抑止力のある対応策が必要である。

2 令和元年度実績

実績0.1ha 増減6.1haとなっております。

3 活動計画・実績及び評価

活動計画 農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地域での農地パトロールによる監視活動に努めるとともに、農業者等へ農地法等の周知に努める。

活動実績 令和元年8月21日、地権者から違反転用に至った経過について事情聴取を行い、9月中に原状回復する旨の約束をする。期日までに原状回復されておらず、同年10月25日、地権者に再度確認したところ、今月中に現状回復する旨の約束をする。同年11月7日に原状回復されている旨確認。同月11日付けで地権者から原状回復の完了報告書を受領し、大阪府に報告を行った。内訳は、1件、2筆、1,180㎡でございます。

活動に対する評価 違反転用の復旧については多額の費用がかかる他、農業委員会も指導に関して労力や時間を要することから、未然に違反転用を防げるよう農業委員や農地利用最適化推進委員が地区担当ごとに日常のパトロール強化に努めた結果である。

次に14ページでございます。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数が17件で、うち許可17件でございます。点検項目・具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

2 農地転用に関する事務、意見を付して知事への送付

1年間の処理件数は23件でございます。点検項目・具体的な内容については記載のとおりでございます。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目・実施状況については記載のとおりでございます。

4 情報の提供等、点検項目・具体的な内容については記載のとおりでございます。

次に16ページでございます。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務については、要望・意見等は特にございません。

農地法等によりその権限に属された事務では、要望・意見等は特にございませんでした。

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表は、ホームページにて公表しております。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出 意見の提出件数は0件です。

3 活動計画の点検・評価の公表、これについてはホームページにて公表しております。

以上でございます。

会 長 はい。只今、事務局の説明が終わりましたが、これにつきまして、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

1 4 番 13ページ、違反転用やけれど、この後の対応はどうなっているのか。

事務局 この案件につきましては、すでに和泉市の方では一定指導は終わってまして、今現在、大阪府のほうに報告案件ということで報告済みの案件でございます。

以上でございます。

会 長 はい、どうぞ。

1 2 番 9ページの1農業の概要の中で、田、畑、普通田、樹園地、牧草畑で、計 耕地面積が853haで、1番下の農地台帳面積が1,123haですが、これは農林業センサスに基づいての記入、この農林業センサスというのはどこが調査したものです。農林統計調査事務によるものか、農林課が独自にもっているものか。私も農林課

に長年おったが、その当座からしては、数値がかなり低くなっている。その根拠をお聞きしたい。

事務局 まず、耕地面積につきましては、これは耕地及び作付面積統計ということで、国の統計に基づく数値です。経営耕地面積については、農林業センサスに基づいて記入させて頂いています。

12番 農林業センサスというのは、国の農林統計調査事務によるものか、市の統計課によるものか。

事務局 これは、5年に1度調査されている業務でして、前は2015年に実施されて、和泉市では総務管財室がこのセンサスの窓口となって調査を進めているその数値でございます。

12番 市の調査ですか。

事務局 いえ、国の調査です。

12番 国から市の統計担当に依頼されているということですね。

事務局 そのとおりです。

会長 他にございませんか。

(なし)

ご意見が無ければ議案第4号についてはこの内容で公表させて頂きます。それでよろしゅうございますか。この内容で公表させて頂きます。事務局よろしく願います。

続きまして、議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、17ページです。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を別添のとおり策定し、公表する。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案書の18ページから20ページになります。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明させていただきます。

18ページでございます。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

I 農業委員会の状況 令和2年4月1日現在

1 農家・農地等の概要

総農家数は1,107戸、自給的農家数は766戸、販売農家数は341戸、そのうち、主業農家数は77戸、準主業農家数は67戸、副業的農家数は197戸です。

農業者数は、農業就業者数569人、うち女性が259人、うち40代以下が91人。次に、経営数。認定農業者数は75人、基本構想水準到達者が17人、認定新規就農者が8人、農業参入法人が10社。

下段、耕地面積が合わせて844ha。経営耕地面積は317ha、遊休農地面積は7.09ha、農地台帳面積は1,116ha。

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会 令和2年7月19日に任期満了。農業委員ですが、定数14に対して実数は14。農地利用最適化推進委員定数12に対して実数は12、地区数は3でございます。

次に、議案書19ページでございます。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

管内の農地面積844ha、これまでの集積面積43.9ha、集積率5.20%。課題 農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散さく圃、営農条件等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題である。

2 令和2年度の目標及び活動計画 集積面積は47ha、うち新規集積面積は1ha 目標 目標設定の考え方、すいません、目標設定の考え方が重複しています。削除願います。

目標設定の考え方：市における農業経営基盤強化促進基本構想などにおいて、認定農業者等が地域の農用地に占める面積のシェア及び面的集積の目標を25%と設定しており、年次的にこの目標に近づけていくため、過去の実績等から設定している。農業委員会としても市や農地中間管理機構、農協等と連携し、当該目標の達成を目指す必要がある。

活動計画 年間を通じ、市や農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付を希望するもの、その他復元可能な遊休農地等については、耕作放棄地再生利用交付金・市単独整備事業の和泉市遊休農地再生利用事業等の利用促進を実施、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地については、地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員により、情報の収集、期間満了を迎える利用権設定の農地についてリスト化を行い利用集積に努める。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況 29年度新規参入者数4経営体、29年度新規参入者が取得した

農地面積 1. 4 h a、平成 3 0 年度新規参入者数 4 経営体、同じく取得した農地面積 1. 7 h a、平成元年度新規参入者数は 1 経営体、同じく取得した農地面積は 2. 6 h a、新たな農業経営を営もうとする者が少数であるというのが課題でございます。

2 令和 2 年度の目標及び活動計画 活動計画 参入目標数は 2 経営体。 参入目標面積は 1 h a。新規参入希望者には、農地中間管理機構、市町村と連携を密にし、農地の幹旋・営農指導・補助金の申請等支援する。

議案書の 2 0 ページでございます。

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

管内の農地面積 8 5 1. 1 h a、遊休農地面積 7. 1 h a、割合が 0. 8 3 % でございます。

課題 高齢化と担い手不足により遊休化が進んでいる、耕作困難であり利用集積・集約化に適さない農地が殆どであり、荒廃化している。

2 令和 2 年度の目標及び活動計画

目標 遊休農地の解消面積 1 h a、目標設定の考え方、市と協議のうえ過去の実績等から設定した。

活動計画 農地の利用状況調査、調査員数 3 2 人、調査実施時期は 8 月～ 9 月、調査結果取りまとめ時期は 9 月～ 1 0 月、調査方法は農地パトロールでございます。

農地の利用意向調査は、実施時期が 1 1 月～ 2 月、調査結果取りまとめ時期 2 月～ 3 月でございます。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

管内の農地面積 8 4 4 h a、違反転用面積 6. 1 h a。

違反転用は、転用後であると転用目的によっては復旧費用が多額になることが多く、違反転用者が即座に対応出来ない場合が多く、転用施行前の対応が必要であり農地所有者への農地法等の周知が必要である。

農地法を知らずながら転用する案件も多く、抑止力のある対応策が必要である。

2 令和 2 年度の活動計画

活動計画 農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地域での農地パトロールによる監視活動に努めるとともに、農業者等へ農地法等の周知に努める。

以上でございます。

会長 はい。説明が終わりました。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

| | |
|-------|---|
| | はい、どうぞ。 |
| 1 4 番 | 1 8 ページ、農業委員会の状況の 1 農家・農地等の概要やけど、5 年間、同じ数字やけど、数字はそれで良いとして、横に実態を記入したらどうかなあと思うが。 |
| 事務局 | 実態に即した分につきましては、この 1 番の農業委員会の状況の中の農地台帳面積、これが、田が 5 5 7、畑 5 5 9、合計 1, 1 1 6 h a。これが、我々が使用している現状の数字でございます。それ以外については、農林統計や農林業センサスの数値を使っておりますので、実際とは少しかけ離れた数値になっているかと思えます。 |
| | 以上です。 |
| 1 4 番 | 総農家数、販売農家数、主業農家数、農業就業者数などについては、農林業センサスも大事やけど、農業委員会もある程度わかると思うので、和泉市の農業者の実態を括弧書きでも良いので、記入したら和泉市の農業者の実態が良くわかると思うので一度、考えてみて下さい。 |
| 事務局 | はい。 |
| 会長 | はい、どうぞ。 |
| 1 2 番 | 農地台帳というのは、農業委員会で使っている農家台帳のことですか。 |
| 事務局 | これにつきましては、以前、法改正までは、農業委員さんの選出方法についても選挙という形で、各農家さんからの申請書を頂いて、農業委員会のほうで集計しておりましたので、農家戸数とか世帯構成とか、把握はできておりましたが、法改正後はその辺の選挙人名簿というものの提出が無いので、中々、細かいところまでは把握できていないということがございますので、これにつきましては、毎年の固定資産税の課税のデータに基づいて、出している数字となっております。以上です。 |
| 1 2 番 | 固定資産税の台帳の面積ということですか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 1 2 番 | 実際の面積と固定資産税の課税上の面積、法務局からの。農林課とか農業委員会が調査した面積とかなり差が生じている。縄伸びとか、けいはんを含まない面積で集積している。中々、実情把握するのは難しいと思いますが、根拠は資産税の課税台帳を基にした農地面積ということですね。 |
| 事務局 | はい。そうでございます。 |
| 1 2 番 | 市の航空写真に基づく地図、それを、田、畑などに着色して 1 万分の 1 の地図の上 |
| | に計測したら。これまで、農業委員会や農林課でしたこと無いですか。種目別の面積を把握するうえで。 |
| 事務局 | 筆数もございますし、航空写真を撮った時期とのタイムラグとかもあり、今の事務 |

局の体制では、そこまで出来ていないというのが実情でございます。

1 2 番 分かりました。

4 番 3番 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、30年度は4経営体入っていますが、この4経営体はずっと農業を続けていますか。そういうような資料はありませんか。追跡調査しているような。ちゃんと農業しているのかどうか。

事務局 事務担当レベルの方では把握していると思いますが、この目標及びその達成に向けた活動計画、国から定められた様式でございますので、このままで集計取らせて頂いて公表しているもので 大阪府にも報告させて頂いているものです。一応、経営体の個々については担当者の方ではその内容を把握できているものです。

4 番 農業を続けているのか、どうか、農業委員会としても把握しておけば良いのではと思います。参考としてね。せっかく、農業をやろうかと思っている若い人がおるんやから、中には失敗する人もいているやろうし、そういう統計調査しているので、追跡調査しておけば。

会長 今新規参入にこられた方が、実際できていますよということにふれてくれる方が、よくわかると思いますが、事務局、把握できていると言えますか。

事務局 一応、担当レベルの方では把握しております。

会長 ほかにご意見、ございませんか。無いようでございます。議案第5号につきましては、この内容で公表させていただきます。

続きまして、21ページ、報告に移ります。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとする。

22ページを御参照下さい。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。

24ページを御参照下さい。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件を専決により受理したので報告する。

26ページを御参照下さい。

以上で予定されました議事は終わりました。

総括的に何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

無いようでございますので、これで本日の会議は閉会とさせていただきます。長時間御審議ありがとうございました。

閉会時間 15時30分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員